都民の認定用

研究科	専 攻 ・ 学 域	学 修 番 号

住 民 票 除かれた住民票 記載事項証明書

下記の太枠内に記入してください。

住									(4 †		氏名及7	び世帯主と	の続柄
所									((氏名)			
② 氏 名				③ 生年月日	昭和平成	年	月	日	(〔続柄〕			
村	該区市町 の住民と った日	昭和 平成 令和	年	月	日		の区市 へ転出 日	. ,	平成令和		年	月	日

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

(区市町村長名) 印

(都内の区市町村へのお願い)

本学では、入学料について、本人、配偶者、一親等の親族のいずれかが2024年4月1日から引き続き 都内に居住している場合には優遇措置があり、この認定のために、「住民となった日」が必要です。 お手数ですが、上記記載事項のご証明をお願いいたします。 入学料の「都民の認定」を受ける場合には、入学手続時にこの用紙 (住民票「除かれた住民票」記載事項証明書) の提出が必要です。

(都民以外の方は不要です。)

「入学手続サイト 入学手続画面登録方法P. 26の記入例を確認して <u>記入してください。</u>

○入学料の都民の認定

「東京都の住民」として認定(以下「都民の認定」という。)を受けるためには、合格者本人又はその者の配偶者 若しくは一親等の親族が、入学の日(2025年4月1日)の1年前(2024年4月1日)から引き続き都内に住所を 有することが必要です。

※下記の①②いずれにも該当する場合は、①の方法により、都民の認定を受けてください。

① 合格者本人が都民の認定を受ける場合

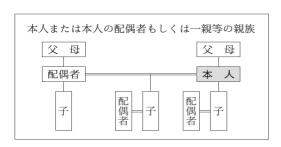
合格者本人の「住民票記載事項証明書」により認定します。

②合格者本人の配偶者又は一親等の親族が都民の認定を受ける場合

下記二点の書類の提出により認定します。

- .合格者本人の配偶者又は一親等の親族の「住民票記載事項証明書」
- .合格者本人との関係が記載された「戸籍謄(抄)本 |

※一親等の親族とは



「住民票記載事項証明書」とは

- ・住民票に記載された事項に関する証明書のことをいいます。
- ・本学指定の用紙(この用紙)に必要事項を記入し、住所地の区市町村の住民基本台帳主管課(住民票の取扱事務を している窓口)に請求し、証明書の交付を受けてください。その際、必ず「当該区市町村の住民となった日」が記載 されているか確認してください。「住民となった日」が空欄の場合は、都民として認定することはできません。

※都民の認定を受ける場合の注意事項

- ●2024年4月1日以降に転居等により都内で住所の異動があった場合 2024年4月1日以前から引き続き都内に居住していても、2024年4月1日以降に都内で住所の異動(転 出・転入)があった場合には、追加で下記の書類がになります。
 - (ア) 現住所地の「住民票記載事項証明書 |・・・・・・・・・・・・・1 部
 - (イ) 前住所地からの転出により「除かれた住民票記載事項証明書 |・・・・・1 部 (「住民票記載事項証明書」の用紙が足りない場合は、コピーしてご使用ください。

<都内で転居した場合の例>



『除かれた住民票記載事項証明書』

『住民票記載事項証明書』

- ●入学手続時に「住民票記載事項証明書」等の提出がなければ、「東京都の住民」以外の者としての入 学料(282,000円)が適用されますのでご注意ください。
- ●東京都の住民の入学料(141,000円)を振込み、住民票記載事項証明書が入学手続期間内に提出され なかった場合は、入学手続が完了となりませんので、ご注意ください。